

あなたの経営への影響と対応策がわかる

インボイス制度研修会

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。この制度では、登録を受けた事業者が発行する「適格請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。この「適格請求書」を発行できない免税事業者の方は、今後の取引に影響が出る可能性があります。課税事業者の方は、発行の手続きが必要となります。

本研修会では、インボイス制度の概要から農業者の皆様への影響と対応策までわかりやすくお伝えします。



日時 2022年1月12日(水) 13時30分～15時15分

会場 三重県農業大学校 大教室 松阪市嬉野川北町530

主催 三重県農業経営相談所 (公財) 三重県農林水産支援センター

入場
無料
先着60名



研修内容

- ①インボイス制度の概要
- ②インボイス制度の経営への影響
- ③適格請求書発行事業者申請について
- ④その他



講師

澤木 祐作氏 (JA三重中央会 企画調整課)

アドバイザー

税理士 山田 淳氏 (山田会計事務所)

新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。

- 受講にあたっては、マスク着用・手指消毒等にご協力ください
- 受付で検温を実施し、37.5度以上の場合、受講をお断りする場合があります
- 会場は定期的に換気を行いますので、寒さに対応できる服装での参加をお願いします

※ 以下の申込書で、FAX・メールにてお申し込み下さい

1/12(水) インボイス制度研修会〈参加申込書〉 FAX 0598-42-8221

【※切1/7】

E-mail info@aff-shien-mie.or.jp

| | | | |
|---------|----------------|-----|--|
| 事業所名、屋号 | | | |
| 住所 | 〒 | TEL | |
| | | FAX | |
| 参加者名 | いずれかに○をお付けください | | |
| E-mail | 課税業者(簡易含)・免税業者 | | |